

年末・年始の

交通事故防止県民運動



入ろう
自転車
保険



かぶろう
自転車
ヘルメット

重点 1

飲酒運転の根絶

- ◆ 飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない！
みんなで飲酒運転を根絶しましょう。



4

しない

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転するなら酒は飲まない。
- ③ 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

3

させない

- ① 酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ② 酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③ 運転する人には、酒はすすめない。

- ◆ 「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- ◆ 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備されました。

重点 2

夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行

- ◆ 自転車や自動車は、早めにライトをつけましょう。
- ◆ 対向車や先行車がないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- ◆ 歩行者や自転車は、明るい目立つ色の衣服で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。
- ◆ スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭ったときの被害を軽減することができます。
- ◆ 危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況に応じた速度で運転しましょう。
- ◆ カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点 3

信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

- ◆ 運転者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、自動車は一時停止しなければなりません。
- 道路標識や予告標示(ダイヤモンド)に注目して走行しましょう。

- ◆ 歩行者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろうとする気持ちを明確に伝えましょう。



重点 4

自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ◆ 令和8年4月1日から交通反則通告制度が導入されます。自転車の通行方法のルールを今一度確認し、しっかりと守りましょう。
- ◆ 自転車も含め、運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持ったの通話や画面注視といった「ながら」運転をしてはいけません。
- ◆ 「ながら」運転は重大な事故の原因となるためやめましょう。
- ◆ 自分の身を守るため、ヘルメットを確実に着用しましょう。
- ◆ 万が一自転車事故を起こしたときに備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- ◆ 令和6年11月1日から自転車の運行中における携帯電話使用等のいわゆる「ながら運転」の罰則規定が整備されました。

